

福祉用具で生活をアシストする

アシティブ・プロダクツ

Assistive Products

特集 個別援助計画(その2)

Vol.7
2012.9

Pick Up! 専門職 理学療法士(訪問リハ)

介護実習・普及センターを訪ねて 大分県社会福祉介護研修センター

秋号



つじまお「ワニの親子とジャングルパラダイス」



クローズアップ Interview



一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 理事長
山下 一平氏

平成19年に全国福祉用具専門相談員協会を立ち上げたときから、山下氏は、専門相談員がいかにか“高い専門性”を備えるかを最大のテーマとし、自身が率いるヤマシタコーポレーションにおいても相談員の“質の向上”に真正面から取り組んできた。当然、福祉用具サービス計画書の義務化の過程においても、山下氏は業界の先頭に立ってその実現に導いている。義務化から半年、現状をどう分析するのか、またさらなる相談員の質の向上に向けた取り組みとは…。

専門相談員の実力や経験値を
ご利用者でも簡単に見分けられる
システムを早急につくりたい

福祉用具サービス計画書義務化の半年を振り返る

■ 制度発足10年、アマチュアは去れ!

— 福祉用具サービス計画の義務化以降、事業者にどんな変化が起きていますか。

これまできちんとやってきたところ、すなわち福祉用具専門相談員が福祉用具サービスにおけるスペシャリストとしての専門性のもとに、ご利用者の身体状況に合わせた用具選択や住宅改修サービスを提供してきた事業者は、多少の業務量は増えたけれどもスムーズな対応ができています。一方で、それができてこなかった事業者、ケアマネジャーやご利用者から言われるまま、御用聞きのようにただ用具を納めてきた事業者は混乱を避けられない。しっかりした個別サービス計画書が作成できるようになるまでにはかなりの時間と努力が必要だと思えます。

はっきり申しますと、そういう事業者は専門職と呼べない人たちがサービスを提供していたということです。彼らは福祉用具専門相談員としての専門性に磨きをかけることもなく、ご利用者宅に福祉用具を届ける以外何もせず、ただ安易に値段を削ることのみで利用者確保に注力してきました。困ったことに、そのような手抜き

サービスを提供している方が利益が出てしまう。今回の福祉用具サービス計画の義務化には、そうした事業者を排除し優良な事業者を残すという狙いも含まれています。介護保険制度が始まって10年、これまでサービス量の確保のための経過措置のようなかたちでやってきた介護保険の福祉用具レンタルの世界にも、ついに“アマチュアは去れ!”という時期が来たのではないかと私は考えています。

■ 質の向上を図る「研修ポイント制度」導入へ

— 福祉用具専門相談員の質の向上に向け、どのような仕組みを考えていますか。

いちばん大切なのは、“向上した専門相談員のサービスの質を、いかにしてご利用者や他の介護専門職に知ってもらおうか”ということです。昨日・今日資格を取った人と10年選手が同じはずはないので、その差が誰にでも一目でわかるような仕組みをつくらねばならない。そして、その仕組みが専門相談員の向上意欲を刺激するようなものであれば理想的です。

試行錯誤の末に私が出した答えが、「研修ポイント制

度」の設置です。これは、外部からは判断できない専門相談員の質を、受講した研修・講習の単位数=ポイントで示そうという試みです。つまり、福祉用具専門職としての知識習得の見える化です。この分野では新しい画期的な取り組みだと考えています。

具体的には、まず福祉用具専門相談員協会の中に研修評価委員会のようなものを設置し、専門相談員向けに行われている研修のポイント査定を行います。たとえばテクノエイド協会さんの福祉用具プランナー研修は何ポイント、同管理指導者研修は何ポイントというように。そして、その査定評価をホームページ上に公開します。そうすることで、専門相談員は自分の受けた研修がいつどこでやっているか、それが何ポイントと評価されるのかがわかり、受講後は所定のポイント数を加算することができます。

またご利用者や介護関係者は、担当専門相談員のポイント数を目安に専門性を判断できるし、選択の基準にもすることができます。この「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」は、今年度厚労省の老健事業として国から助成金をいただき、モデル事業を実施する予定です。

— ケアマネに対する主任ケアマネのように、上位資格の設置は考えていますか。また、福祉用具専門相談員の国家資格化についてはどうお考えですか。

上位資格については、いずれ自然とそういう方向になるのかもしれませんが、今のところ考えておりません。たとえば「主任ケアマネ」にしても、介護業界の人間ならそれがどんなレベルのものかある程度わかりますが、ご利用者にはほとんどわかりません。ポイント制というのは基本的に、その数が多ければ多いほどいいわけで目安として非常にシンプルで、誰が見ても一目瞭然です。実は、研修ポイント制については平成19年に協会を立ち上げた当時から構想にあって、今回、ようやくそれをカタチにするところまでできたわけです。国家資格を目指すことについては、協会員の中から強く推す声もありますが、現実的には非常に厳しいといわざるを得ません。最終的にはそうなればいいですが、業務独占などの問題もあって生やさしいものではないと思います。

■ 選択理由や留意点は簡素化するな

— 福祉用具サービス計画書の作成に関して、さまざまなソフトが出ているようですが。

私たちは全国福祉用具専門相談員協会版の福祉用具サービス計画書を作成し公開していますが、これら

の扱いについては全くオープンです。そのままダウンロードして使おうと、一部アレンジして新しいフォーマットを作ろうと皆さん方の自由です。ただ、ちょっと気になるのは、「なぜその用具を選択したのか」という個別計画書の心臓部にあたる表記について、いたずらに簡略化・効率化しようという動きがあることです。

専門相談員が、用具選択の理由や使用上の留意点をきちんと書面上で説明する、ここに計画書作成の最大の意義があります。それをご利用者が読み、ケアマネが読むことによって、彼らも自分たちが関わっているご利用者にとってなぜその用具が必要なのかを、使用時にはどんなリスクが考えられるのかがわかります。その部分を効率化することによって明確にならないとしたら、義務化した当初の意味が薄れてしまうし、専門相談員の成長の機会を奪ってしまうことになる。そういう動きには警鐘を鳴らさねばならないと考えています。

— 最後に、公費助成によるモデル事業として昨年度実施した「個別援助計画の普及リーダー養成研修」の成果と今後についてお聞かせください。

ごく限られた人数になりますが、リーダー養成研修を終了した人がいます。彼らは今、民間や半公共機関が実施する福祉用具サービス計画研修会などで、講師を依頼されるケースが増えています。そういったことから、さらに多くのリーダーを養成する必要があると感じております。また、介護実習普及センターなどがケアマネと専門相談員との合同研修を行うとき、講師として参加するなど、少しずつですが活躍の場を広げています。これまでこうした職種間連携のための研修はほとんどみられなかっただけに、これもモデル事業の一つの成果ではないかと思えます。

いずれにせよ、私は、福祉用具サービス計画書にとって、今年から来年にかけてが一番大事な時期だと考えています。義務化したものの実態はどうか、本当の意味でのいいサービス・ムダのないサービスの提供につながっているのか、個々のご利用者にとって最良の福祉用具の提供がなされているのかが見えてくる。全国福祉用具専門相談員協会では今年度、国の助成を受けて実態調査を実施することになっています。年度末には調査報告書ができあがる予定です。

山下 一平(やました・いっぺい)

1973年、慶應義塾大学卒業後、静岡リネンサプライ(現ヤマシタコーポレーション)入社。98年代代表取締役就任。現在、福祉用具専門相談員協会理事長、福祉用具レンタルの全国ネットワーク・エコールグループ会長など、多数の団体役員を兼務する。